# 地方独立行政法人福岡市立病院機構の役員に対する報酬等の 支給基準(案)について

# 1 考え方

地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下,「報酬等」という。)は、 その役員の業績が考慮されるものでなければならない。また、報酬等の支給の基準は、 国及び市の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方 独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

本市法人における役員の報酬等の基準については、上記事情を総合的に考慮し、以下のとおり定める。

# 2 概要

常勤の役員には報酬として給料,地域手当及び業績手当を支給する。また,報酬に加え,退職手当を支給する。非常勤の役員については,報酬として非常勤役員手当を支給する。

ただし、職員が常勤役員を兼ねるときの役員報酬は、地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程(作成中)等を適用する。

# ■常勤役員

|      | 給料           | 地域手当        | 業績手当        | 退職手当       |
|------|--------------|-------------|-------------|------------|
| 理事長  | 月額 850,000 円 |             | 給料月額に一定の    |            |
|      |              |             | 加算をした算定基    |            |
|      |              | 給料月額の 100 分 | 礎額(注)の3.2月分 | 退職時の給料月額   |
| 副理事長 | 月額 765,000 円 | の10を        | を年間に支給。     | ×在職期間の月数   |
|      |              | 月額として支給     | 法人の業績評価に    | ×100 分の 32 |
| 理事   | 月額 620,000 円 |             | 応じて 20%の範囲  |            |
|      |              |             | 内で増減する。     |            |

#### ■非常勤役員

|    | 非常勤役員手当    |      |  |
|----|------------|------|--|
| 理事 | 日額 30,000円 | <br> |  |
| 監事 | 日額 30,000円 |      |  |

注)業績手当の算定基礎額・・・給料月額、地域手当の月額、給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100分の 20 を乗じて得た額の合計額

# (参考) 関連法規

## 地方独立行政法人法 (抜粋)

#### (役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条,次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

#### (評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

#### (準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

### (参考)類似事例の取扱い

### ■ 福岡市(特別職職員)

|                    | 給料           | 地域手当              | 業績手当                   | 退職手当                 |
|--------------------|--------------|-------------------|------------------------|----------------------|
| 水道事業管理者<br>交通事業管理者 | 月額 850,000 円 | 給料月額の100分         | 給料月額に一定の<br>加算をした算定基   | 退職時の給料月額             |
| 常勤の<br>人事委員会委員     | 月額 620,000 円 | の 10 を<br>月額として支給 | 礎額(注)の3.2月分<br>を年間に支給。 | ×在職期間の月数<br>×100分の32 |

#### ■ 地方独立行政法人 神戸市民病院機構

|               | 給料                           | 通勤手当          | 賞与                       | 退職手当  |
|---------------|------------------------------|---------------|--------------------------|-------|
| 理事長           | 月額 1,142,000 円               | 職員の例による       | 給料月額に一定の加<br>算した額の4.15月分 | 支給しない |
| 上記以外の<br>常勤役員 | 月額 1,142,000 円以下<br>で理事長が定める | 同上            | 同上                       | 同上    |
| 非常勤役員         | 日額 30,000 円                  | 勤務日数に応じ<br>支給 | なし                       | なし    |

# ■ 地方独立行政法人 那覇市立病院

|     | 給料           | 地域手当・役員手当・医<br>師手当                            | 賞与   | 退職手当                              |
|-----|--------------|---|--|-----------------------------------|
| 理事長 | 月額 839,000 円 | 月額 50,000 円<br>(病院長兼務の場<br>合 545,350 円加<br>算) | 給料月額×1.2×<br>3.3月分。<br>業績に応じて20%<br>の範囲内で増減。 | 退職時の給料月額<br>※在職期間の年数<br>※100分の150 |